別添４

○実証実験の実施における特定プローブ情報の取り扱いについて

国土交通省においては、道路交通の円滑化等を目的とし、ＩＴＳスポットを活用し個別の車両を特定した実証実験の実施を行います。

実証実験の実施に際し､特定プローブ情報の取り扱い方針を定めましたのでお知らせします。

１．特定プローブ情報

ここでいう「特定プローブ情報」とは、事前に国土交通省地方整備局等と契約等を締結した事業者等の車両に搭載されているＩＴＳスポット対応カーナビに記録された走行位置の履歴などの情報（以下、「プローブ情報」と言います。）に、個別の車両を特定できる情報を加え、ＩＴＳスポット（ＤＳＲＣ路側無線装置）と無線通信を行うことによりＩＴＳスポット対応カーナビから収集される情報を言います。

注）特定プローブ情報は、対象となる車両の所有者等の了解のもと、事前にＩＴＳスポット対応カーナビ等のセッティングを行うことで、はじめて活用が可能となるものです。

２．取り扱い方針等

個別の取り扱いが必要な場合には契約等に定めることとし､それを除けば､情報の利用目的､収集、第三者への提供、取り扱いについては、一般のプローブ情報と同様です。

注）以下の「プローブ情報の利用及び取り扱いについて（抜粋)」を参照してください。

○プローブ情報の利用及び取り扱いについて（抜粋)

１．プローブ情報の利用目的

⑴ 道路管理者は、プローブ情報を道路交通情報や安全運転支援情報の提供などドライバーへのサービス、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。※１

※１：例えば、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、区間の走行所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することができます。また、急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に注意が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供することが考えられます

⑵ 道路管理者は、⑴の目的以外でプローブ情報を利用しません

２．プローブ情報の収集

⑴ 道路管理者は、道路管理者が管理するＩＴＳスポットによって、プローブ情報を収集する場合があります。

⑵ ＩＴＳスポット対応カーナビ利用者は、設定により、１．⑴で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択することができます。※２　選択の方法はＩＴＳスポット対応カーナビの取扱説明書をご覧下さい。

※２：カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは該当しません。

⑶　ＩＴＳスポット対応カーナビ利用者は、カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供することで、これを利用した様々な追加サービスの提供を受けられる場合があります。

３．プローブ情報の第三者への提供

⑴　道路管理者は、１．⑴の目的のため、プローブ情報を統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
⑵　道路管理者は、ＩＴＳスポット対応カーナビ、ＩＴＳスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、プローブ情報又はこれを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカーに提供する場合があります。
⑶　道路管理者は、⑴及び⑵以外でプローブ情報を第三者に提供しません。

４．プローブ情報の取り扱い

⑴　道路管理者は、プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
⑵　道路管理者は、プローブ情報が不要となった時点で、当該プローブ情報を消去します。
⑶　道路管理者は、プローブ情報の提供先における情報の安全管理について、提供先を適切に指導します。